

令和6年度事業計画書

「本事業計画書」は、令和6年度から令和10年度の5カ年を計画期間とした「第3次中期計画」の初年度の計画書として、定款第3条に規定した目的を達成し、同第4条に掲げた事業をより計画的に推進するため策定したものである。

定款第3条（目的）

センターは、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

定款第4条（事業）

センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）臨時的就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- （2）高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- （3）社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- （4）前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- （5）その他センターの目的を達成するために必要な事業

◇ 基本目標

基本目標Ⅰ「会員の増強」

基本目標Ⅱ「事業実績の拡大」

- i：就業の促進
- ii：仕事の開拓と維持
- iii：自主事業

基本目標Ⅲ「安全・適正就業の確立」

基本目標Ⅳ「センターの活動の可視化（働く姿の見える化）」

基本目標Ⅴ「財源の確保」

基本目標Ⅵ「組織の充実と会員活動の活性化」

- i：組織の充実
- ii：会員活動の活性化

◇ 事業実施計画

※事業名欄

(新規)：第3次中期計画に掲げた事業で、当該年度に新たに取り組む事業

(追加)：第3次中期計画に掲載はなく、当該年度に新たに追加した事業

(再掲)：それ以前に掲載されている事業

I 会員の増強

当該年度末 目標数値	会 員 数	うち女性会員
	610人	215人

「シルバーだよりはむら」やポスター、チラシなどによりWeb入会の推進を図ります。また、会員増強に向けて、「シルバー人材センター」に入会した効果や会員となった際のメリットを具体的に発信し、会員の増強に努めます。

(1) センターPRの強化

事業名	実施内容	実施目標
① 新規会員獲得のための継続的な活動 【総務部会】	新規会員獲得キャンペーン（紹介者へ粗品進呈）を設定し、新規会員の勧誘を推進します。（通知8月、実施期間9月～12月） また、新規会員獲得のための新たな方策を検討します。	会員数の増強を図ります。
② Web入会の推進 【広報部会】	「Web入会」の更なるPR強化により利用を推進します。	会員数の増強を図ります。
③ 『シルバーだよりはむら』の発行、会員募集チラシのポスティング 【広報部会】	『シルバーだよりはむら』 会員向け…5月、10月 市内全戸配布…8月、1月 『会員募集チラシ』 市内全戸配布…2月	会員及び各方面に配布し、会員への情報の提供やシルバー人材センター事業の活動状況を広く紹介するなどのPR活動を行います。また、会員募集チラシを全戸配布し、会員数の増強につなげます。

事業名	実施内容	実施目標
④ 市高齢者施策を通じたPRの依頼（市広報等への掲載依頼） 【広報部会】	市広報等に入会説明会や講習会等のシルバー事業の掲載依頼をします。 羽村駅・小作駅掲示板等の公共施設に会員募集・しごと募集・リサイクル事業のPR等のポスターを掲示します	市広報等に入会説明会や講習会等のシルバー事業を掲載することで、市民のシルバーへの認知度を上げ、会員増強に繋がります。
⑤ 女性をターゲットにしたPR 【女性部会】	バルーンアート披露の保育園訪問ボランティア活動や屋内清掃作業など女性が活躍している姿を広報誌でPRするとともに、「女性会員募集案内」の記事を掲載します。	シルバー女性会員の魅力度を一般市民へ浸透させ、シルバーの認知度をより高め、女性会員数の増強を図ります。女性会員215名を目指します。

（２）入会説明会の充実

事業名	実施内容	実施目標
① 入会説明会の充実 【事業部会】	毎月1回 15日（基準日） 時間 午後1時30分～3時 場所 センター研修室 入会説明会の資料を適宜見直し、より理解しやすく興味が沸く入会説明会にします。	会員の体験談を入れるなど、丁寧かつ分かりやすい説明になるよう努め、入会説明会の充実を図ります。
② Web入会の推進 【広報部会】 (1)センターPRの強化②の再掲)		

Ⅱ 事業実績の拡大

新たな顧客ニーズの把握や多様化する会員の就業ニーズに対応するための就業機会の確保に努めます。人手不足分野に注力した会員募集や研修を行い、地域の需要に応じていく体制を整備するなど、事業実績の拡大を実現するために、事業を推進していきます。

Ⅱ－ⅰ 就業の促進

当該年度末 目標数値	就業人数
	525名

未就業会員等に意向調査を実施し、適宜、就業情報の提供や就業相談を行っていきます。また、人手不足分野に注力した会員募集や研修を行い、地域の需要に応じていく体制を整備します。

(1) 就業の促進

事業名	実施内容	実施目標
① 未就業会員・短期就業等会員に対する意向調査の実施 【総務部会】	未就業会員・短期就業等会員に対する意向調査を実施する。調査結果を就業開拓委員へ提供し、会員の就業を促進します。	未就業会員等の意向を把握し、就業開拓・退会防止に役立てます。
② 人手不足分野の人員確保による就業拡大 【総務部会】 【事業部会】	人手不足の人員供給体制確保のため、人手不足分野に特化した会員募集PRを行います。また、市民を対象に人手不足分野（除草・清掃・植木剪定等）の講習会を実施し、入会に繋げ、供給体制を確保します。	人手不足分野の人員供給体制を確保し、就業の拡大を図ります。
③ 技能講習会の実施 【総務部会】 【事業部会】	技能系職種で就業する会員を対象に、知識・技能をより向上させるための講習会を実施します。	会員の技能の向上を図ります。
④ 就業基準の徹底 【事業部会】	会員へ就業機会をより一層公平に提供し、就業を促進するため、「就業情報資料の配布及び申込み」を、年4回実施（2月・5月・8月・11月）します。	未就業会員の解消を図ります。
⑤ 財団主催の各種講習会情報を提供 【事業部会】	新入会員研修会や事務局だより等で、財団が実施する「就業支援講習」について周知します。	会員の技能の向上を図ります。
⑥ ビジネスマナー研修 【事業部会】	新規就業会員に、財団作成の「接遇マニュアル」を配布します。 事務局だよりに実例を基にしたビジネスマナーに関する注意喚起記事を適宜掲載します。 ビジネスマナーは継続的に再確認し、就業に生かしてもらう必要があるため、開催方法、開催時期、回数等を検討し、開催を予定します。	お客様の満足度の向上を図ります。

事業名	実施内容	実施目標
⑦ 新入会員研修 【事業部会】	新入会員には、希望職種だけでなく、様々な職種に挑戦してもらえるよう「会員のしおり」等を使い、事業趣旨及び就業の仕方等を丁寧に説明します。毎月1回理事会翌日 午前9時30分～11時 また、「会員のしおり」の内容を、必要に応じて見直します。	新入会員の就業率の向上を図ります。
⑧ 会員のメールアドレスに就業情報を送信するシステムの活用 【広報部会】	「Smile to Smile」の登録を呼びかけるとともに、登録者へきめ細かい就業情報の提供に努めます。	「Smile to Smile」を通してのタイムリーな就業情報提供を行うことで、未就業会員の解消に努めます。
⑨ 会員の意向に沿った就業情報の提供 【就業開拓委員会】	令和6年1月に総務部会が実施した「未就業会員等意向調査」の集計結果を踏まえ、会員の意向に沿った就業情報を提供し、就業に繋がります。	会員の多様な働き方に対応した就業先の確保をします。
⑩ 就業相談の充実 【事務局】	毎月1回（理事会の翌日） 時間 午前10時～12時 場所 センター相談室	未就業会員等の就業率の向上を図ります。
⑪ HPでのタイムリーな就業情報の提供 【事務局】	会員専用ページ「Smile to Smile」の会員利用登録を促進させ、タイムリーな情報をスピーディーに提供します。	就業相談に加え、「Smile to Smile」を通してのタイムリーな就業情報提供を行うことで、会員との就業に関する相談の機会を増やします。

Ⅱ－ⅱ 仕事の開拓と維持

当該年度末 目標数値	契約金額
	235,725千円

既受注事業を維持していくための対策や、会員の意向を適切に把握し、新たな就業分野・新規取引先の開拓について検討していきます。また、今後需要が増加していくことが見込まれる、福祉・家事援助、生活支援、介護支援、空き家管理サービスなど地域に密着したサービスの就業開拓を行っていきます。

(1) 仕事の開拓と維持

事業名	実施内容	実施目標
① 新規発注者対象のアンケートの検討（追加） 【事業部会】	他センターが実施している発注者アンケートを確認し、アンケートの実施方法等を検討します。	新規発注者をリピーター（固定客）にすることを目指します。
② 市高齢者施策を通じたPRの依頼（市広報等への掲載依頼） 【広報部会】 （I 会員の増強①センターPRの強化④の再掲）		
③ 『シルバーだよりはむら』の発行、会員募集チラシのポスティング 【広報部会】 （I 会員の増強①センターPRの強化③の再掲）		
④ 「Web 受注システム」のPRの推進 【広報部会】	「Web 受注システム」についてHPやチラシ等でPRを行い、更なる利用促進を図ります。	HPを活用した受注の拡大を目指します。
⑤ ハローワークとの連携 【就業開拓委員会】	ハローワークにセンターパンフレットを配置し、センターのPRを依頼します。 必要に応じて、ハローワーク担当者と意見交換を行います。	ハローワーク来訪者に対して、シルバーの認知度向上を図り、会員の増強に繋がります。
⑥ 就業開拓員の配置 【就業開拓委員会】	事務局に就業開拓員1名を配置します。	人手不足分野を中心に就業開拓を行い、就業に繋がります。
⑦ 就業開拓委員会の開催 【就業開拓委員会】	シルバー人材センター一般労働者派遣事業の推進を含め、会員の就業機会の拡大を図るための委員会を開催します。 年3回	会員の多様な働き方に対応した就業先の確保とシルバー事業の拡大を目指します。

事業名	実施内容	実施目標
⑧ 地域に密着した家事援助、子育て支援、介護支援分野の仕事の開拓 【就業開拓委員会】	羽村市、民生児童委員・友愛訪問員、地域包括支援センターに、PR 活動を行います。 また、4 者と連携を密にし、家事援助サービス事業（総合事業含む）を中心としたニーズの把握に努め、供給体制を確保します。	「シルバー」の認知度を上げ、新規受注の獲得を目指します。また、各団体と連携し、家事援助、子育て支援、介護支援分野のニーズを把握し、供給体制を確保します。
⑨ 新規受注先の就業開拓 【就業開拓委員会】	【羽村高齢者クラブ連合会】 羽村市高齢者クラブ連合会理事会に、必要に応じて、担当職員が伺い、各種事業の PR を行います。 【保育園】 市内保育園に手作りに特化した布団カバー等の作製 PR チラシを配布し、手芸班の販路拡大を目指します。 在籍会員及び市民へ事務局日より、シルバーだよりを通じて、手芸班会員募集を PR し、手芸班会員の増強を推進します。 【空き家管理サービス】 空き家管理サービスの新規受注を獲得するとともに、市等と連携し事業拡大を推進します。	新規受注の獲得を目指します。
⑩ 家事援助班活動の推進 【事務局】	家事援助交流会の実施時に必要に応じて適宜研修を開催します。	家事援助サービス就業会員の技術の向上を図り、お客様の満足度の向上を図ります。
⑪ 会員コーディネーターの設置 【事務局】	会員コーディネーター2 名が中心となり、家事援助サービス（総合事業含む）で就業する会員向けの研修や会員間の親睦を深め、就業上の課題等の意見交換を行うため、交流会を実施し、家事援助サービスの質の維持・向上を図ります。	福祉・家事援助サービス事業の推進を図ります。

事業名	実施内容	実施目標
⑫ 事業量に応じた羽村市介護予防・日常生活支援総合事業（家事サポートサービス）の体制整備の確保 【事務局】	「家事サポートサービス」で就業の際に受講必須となっている「家事サポーター養成研修」の開催情報を会員へ提供し、就業会員の増強に努めます。	生活支援サービス就業会員の育成を図るため、家事援助班会員交流会等において、適宜、研修や意見交換を行い、就業会員のレベルアップに努めます。
⑬ 家事援助就業会員の増強 【事務局】	家事援助サービスの事業量に応じ、シルバーだよりはむら等で、適宜一般市民を含め、会員を募集します。	事業量に応じて、会員を確保していきます。
⑭ 苦情等の共有 【事務局】	会員へ周知する必要がある苦情等があった場合は、必要に応じて事務局だよりに掲載し、会員へ周知し、再発防止を図ります。	お客様の満足度の向上を図ります。
⑮ 会員の作業の質の維持・向上を図るための作業マニュアルの充実 【事務局】	整備した作業マニュアルを活用し、前任者からのスムーズな引継ぎに役立てます。また、定例的に職群横断で清掃研修を開催します。	スムーズに引継ぎをするための作業マニュアルを充実させ、お客様の満足度の向上を図ります。
⑯ リサイクルショップ「トコトン工房」の充実 【事務局】	・羽村市リサイクルセンター内のリサイクルショップ等でリサイクル品の販売を行います。 【販売日】 平日、第一日曜日 【販売時間】 10：00～16：00 ・シルバーだよりはむら及びHP等を利用し、リサイクル事業のPRを強化します。 ・シルバー・羽村市・(株)ジモティーとの3者協定締結による掲示板サービスを利用した販売促進を行います。	売上目標 1,500 千円

Ⅱ－Ⅲ 自主事業

会員の持つ知識や経験を活かした自主事業を実施します。

「シルバーだよりはむら」や「事務局だより」を通じて、各種教室のPRを強化します。スマートフォン教室については、デジタル格差の解消に向け、より一層推進していきます。

(1) 自主事業

事業名	実施内容	実施目標
① スマートフォン教室 【事業部会】 【就業開拓委員会】	【事業部会】 センター独自事業として、初心者を対象とした「集合形式」の教室を開講します。当面の間は、受講者を会員対象とし、また、会員の仕事の効率化に繋がる講習についても検討します。 【就業開拓委員会】 講師を希望する会員の意向を踏まえた上で、国の補助事業を活用（4年目）し、「初心者向けスマートフォン教室」を実施します。	「スマートフォン教室」を推進し、会員の就業機会の拡大及び会員の増強を図るとともに、地域の高齢者等のデジタル格差の解消を目指します。
② パソコン教室等の各種教室のPRの強化 【広報部会】	各種教室の拡充を図るため、市広報等に受講者募集を掲載依頼する他、HPや駅掲示板を利用しPRします。	「シルバー」の認知度を上げ、各種教室の受講者数を増やします。
③ パソコン教室 【事務局】	【曜日】 月・水・木・金曜日 【時間】 午前10時～12時 午後1時～3時 ※月曜日は午前のみ 【費用】 1,000円	市広報や「シルバーだよりはむら」やHP等で事業PRを行い、受講者を募集します。受講者延 350名
④ 生花教室 【事務局】	【曜日】 第3金曜日 【時間】 午後1時～3時 【費用】 1,250円（花代込み）	市広報や「シルバーだよりはむら」やHP等で事業PRを行い、受講者を募集します。受講者延 180名
⑤ 学習教室 【事務局】	【曜日】 火・水・木曜日 【時間】 午後4時30分～6時 【費用】 月謝 5,500円 ※小学生対象 ※都合の良い日(コマ)を1ヵ月あたり4コマ分選択	市広報や「シルバーだよりはむら」やHP等で事業PRを行い、受講者を募集します。受講者延 144名

事業名	実施内容	実施目標
⑥ 着付け教室 【事務局】	【曜日】 第1・3水曜日 【時間】 午前10時～12時 【費用】 1回1,000円	市広報や「シルバーだよりはむら」やHP等で事業PRを行い、受講者を募集します。受講者延 96名
⑦ 中級英会話教室 【事務局】	【曜日】 第1～4火曜日 【時間】 午後4時～5時30分 【費用】 月謝 5,000円	市広報や「シルバーだよりはむら」やHP等で事業PRを行い、受講者を募集します。受講者延 240名

Ⅲ 安全・適正就業の確立

安全・適正就業に関しては、安全・適正就業推進委員会が中心となり、「安全はすべてに優先する」とした基本理念のもとに、毎年度、「安全対策・適正就業基本計画」（19～25頁）を策定し、理事会の承認を得て、会員の健康維持及び就業上の安全・適正就業を推進します。

Ⅳ センターの活動の可視化（働く姿の見える化）

現在約500名の会員が市内のいたるところで多様な仕事をしており、ボランティア活動も継続的に実施しています。各地域における会員の様々な活動を、市民の皆さんにより一層認識していただけるよう、センター活動の可視化（見える化）を図り、「シルバー」の認知度を上げ、会員の増強や新規受注の獲得を目指します。

（1）働く姿の見える化

事業名	実施内容	実施目標
① 『シルバーだよりはむら』の発行、会員募集チラシのポスティング 【広報部会】 （Ⅰ会員の増強①センターPRの強化③の再掲）		
② 『シルバー人材センター』のイメージアップ活動 【広報部会】	広報誌やHP等を通じてセンター事業・仕事、その他の活動をPRすることで、シルバー人材センターの認知度とイメージアップを図ります。また、健康増進の情報や介護予防体操の実施、地域貢献の場を提供するなど、会員になるメリットをアピールし、入会者の増加を図ります。	仕事以外の活動を含めピックアップしてPRすることで、イメージの転換を図り、会員数の増強を図ります。

事業名	実施内容	実施目標
③ 東京しごと財団が行う「広報活動強調月間」に併せたPR活動の実施 【広報部会】	会員による市内清掃ボランティア活動を実施します。 東京しごと財団が行う「シルバー人材センター写真展」を通じて、PR活動を行います。 (10月)	『羽村市シルバー人材センター』の認知度を高め、会員増強に繋がります。
④ 市などが主催するイベント等への参加 【広報部会】	はむら花と水のまつり(4月) はむら市民と産業のまつり(11月)	シルバー人材センター事業の紹介やPR活動を行いつつ、就業開拓や会員の入会の促進を図ります。
⑤ シルバー会員のアイデンティティの確立 【広報部会】	名札、帽子、腕章、ベスト等、それぞれの仕事や仕事の環境に合わせた方法で、シルバー会員のアイデンティティを高め、同時に周囲にシルバー会員が就業しているというアピール方法を検討します。	シルバー人材センターのブランドイメージを向上させ、就業している会員のアイデンティティを高めます。 ※アイデンティティとは、「自分自身がセンターの会員であるという認識」のこと。
⑥ PRチラシの配布、ポスティング 【広報部会】 【就業開拓委員会】	仕事募集チラシや各種サービスのパンフレット等を産業祭などのイベント時や就業先近所等に配布し、センター事業のPRに努めます。 また、令和5年度に引き続き、「スマートフォン教室」を令和6年度の重点事業として位置づけ、シルバーだよりはむら(全戸配布)に掲載します。 会員用名刺等を活用する等、様々な場所・機会を捉えた事業PRについて検討します。	「シルバー」の認知度を上げ、新規受注の獲得を目指します。
⑦ 手芸講習会(手芸班) 【事務局】	市民、会員向けに手芸品作りの講習会を実施します。 年3回	手芸品販売促進と手芸班会員の増強につなげます。

V 財源の確保

補助金の確保、自主財源確保のための受注拡大、業務の効率化、経費節減による安定した財政運営を推進します。

事業名	実施内容	実施目標
① 国、都、市への補助金獲得のための要望 【事務局】	円滑な事業運営を行うために各種補助金を申請します。	安定した財政運営を推進するため、各補助金の拡充及び継続を要望します。
② 自主財源確保のための受注の拡大、業務の効率化、経費節減による安定した財政運営の推進 【事務局】	館内節電の実施・内部印刷の推進・業務委託の見直し等を行います。	より一層の経費節減に努めます。
③ 派遣事業拡大によるサポート補助金及び事務委任手数料の確保 【事務局】	サポート補助金を申請するとともに、派遣事業に係る事務手数料を確保します。	サポート補助金を最大限に活用し、派遣事業を拡大することで、事務委任手数料収入の増加を目指します。

VI 組織の充実と会員活動の活性化

センターの理念である「自主・自立、共働・共助」を再認識し、発注者及び地域に貢献できる体制の確立に努めます。シルバー人材センターの組織を充実・強化し、会員が生きがいを持って楽しく健康的に活動できるよう取り組みます。

VI-i 組織の充実

理事会を中心に公益法人としての運営体制の充実に努めます。

(1) 組織の充実

事業名	実施内容	実施目標
① 会員の親睦、交流の推進 【総務部会】	ふれあい祭り等において、会員・市民間の親睦・交流を深める方法について検討します。	各地域班及び会員・市民間の交流をより深め、会員相互のつながりを一層強固にします。

事業名	実施内容	実施目標
② サークル活動の支援（新設を含む。） 【総務部会】	サークル活動について、入会説明会や各種イベント等の機会に、サークル紹介及びPRを行います。	サークル活動の支援を行い、会員増強及び退会防止を図ります。
③ 「シルバーはむらふれあい祭り」の実施 【総務部会】	模擬店・各種展示・作業実演等を行い、シルバー人材センターをPRします。	市民との交流を図るとともに、シルバー人材センター事業への理解とPRに努めます。
④ 会員参画の運営 【事業部会】	提案箱の設置、会員専用ページからの投稿を推進します。	会員1人ひとりからの意見・要望・企画提案等を募り、センター運営の参考にします。
⑤ 会員の携帯電話へのショートメッセージサービスの活用 【広報部会】	会員や役員に対する郵送通知のうち、一斉送信が可能な案件について、ショートメッセージサービスを活用します。	経費及び事務負担の軽減を図る。
⑥ 健康推進事業の推進 【女性部会】	介護予防体操を実施するとともに、口腔機能向上及びバランスの良い食生活を推進する為、市や財団が実施する健康に関する講座についての情報を会員へ提供します。 また、新たな健康推進事業として、「健康マージャン教室」を開催します。	フレイル（虚弱）予防を推進し、健康寿命の延伸を図ります。 ※フレイル（虚弱）とは、健康から要介護へ移行する中間の段階。
⑦ 女性会員交流会の実施 【女性部会】	職群の垣根を越えて、女性会員間の交流を促進するための「女性会員交流会」を実施します。7月	女性会員間の交流を推進し、女性会員の交流の輪を広げることで、魅力あるセンターのロコミを活性化させ、女性会員数の増強を図ります。
⑧ ふれあい体験講座 【女性部会】	専門講師を招き、新しい分野の手作り作品を作製します。3月	会員の文化活動の推進を図るとともに、シルバーはむらふれあい祭りに作品を展示し、市民へPRします。

事業名	実施内容	実施目標
⑨ 定時総会	定時総会を6月に実施します。 また、定時総会前に永年会員等の表彰を行います。	センターにおける最高の議決機関であり、会員の出席率の向上を図ります。
⑩ 理事会	センター経営に関する審議等を行います。	センター運営の議決機関であり、審議等の活性化を図ります。
⑪ 総務・事業・広報部会	センターの事業運営を効果的に推進するため、各部会を開催します。随時	各部会が事業計画を推進するために、それぞれの任務を果たしていきます。
⑫ 女性部会	女性会員増強・就業拡大に関すること、及び技能向上、文化活動に関すること等について検討し提案します。年8回	シルバー女性会員の交流の輪を広げ、魅力あるセンターのロコミを活性化させ、女性会員数の増強を図ります。
⑬ 安全・適正就業推進委員会の開催 【安全・適正就業推進委員会】 (Ⅲ安全・適正就業の確立 (1)安全管理体制①の再掲)		
⑭ 就業開拓委員会の開催 【就業開拓委員会】 (Ⅱ-ii 仕事の開拓と維持 (1)仕事の開拓と維持⑦の再掲)		
⑮ 中期計画推進委員会	中期計画を推進するための委員会を開催します。年1回	中期計画を推進します。
⑯ 地域連絡員会議 【事務局】	地域における会員間の交流を図ります	センターとの連絡調整及び会員への周知等を図るため、年1回開催します。
⑰ 地域班長会議 【事務局】	事業運営の情報伝達や意見交換を行います。年4回	センターと地域の連携を推進するため、要望・意見交換を行います。

事業名	実施内容	実施目標
⑱ 地域班への支援 【事務局】	地域班活動は今後更に重要になります。地域班長会議を通じて、センターの活動状況の報告や会員の意見等を広く聴き、センター事業に生かしていきます。 地域班助成金と通学児童見守りボランティア助成金を4月に交付します。	地域班活動を支援することにより、地域班活動の活性化を図ります。
⑲ 班体制を含めた地域班のあり方の検討 【事務局】	班体制を含めた地域班のあり方を検討します。	地域班の再編成の検討を行い、より機動的に柔軟に動ける地域班体制を目指します。
⑳ 職員の人材育成のための目標管理制度の実施 【事務局】	職員の仕事に対する意向・能力・適性等を十分に把握し、効率的な事務処理等に生かします。	目標管理制度を活用し、人材育成を図ります。
㉑ 研修会等への参加による職員の能力向上 【事務局】	財団主催の各職層研修及び専門研修を受講します。	職員の資質向上を図ります。
㉒ 派遣事業拡大に伴う、産業医及び衛生管理者、安全衛生委員会の設置 【事務局】	派遣会員数によって、設置が義務付けられている産業医及び衛生管理者、安全衛生委員会を関係機関と調整し設置します。	派遣会員数が50名以上となった場合、設置します。
㉓ ※※ デジタル化及びICT化の推進 【事務局】(新規)	※ 「Smile to Smile」を利用した情報発信機能を充実させます。	スマホやパソコンを活用したデジタル技術を利用し、業務連絡等の効率化を図るなどデジタル化を推進します。
㉔ ※ インボイス制度導入への対応 【事務局】(新規)	令和5年10月から始まった消費税のインボイス制度について、センターの安定的な事業運営が可能となるよう取り組みます。	インボイス制度導入に伴い、発注者に理解が得られるよう適切に対応します。

事業名	実施内容	実施目標
※ ②⑤ フリーランス法施行に伴う制度の見直しへの対応 【事務局】(追加)	新法ではシルバー会員もフリーランスとして位置づけられることから、引き続き情報収集に努め、適切な情報提供等を行えるよう対応します。	契約方法等制度の見直しへ適切に対応します。

VI-ii 会員活動の活性化

多くの会員が積極的に班活動に参加できるよう地域班活動を支援します。また、ボランティア活動を推進し、地域社会に貢献していきます。

(1) 地域班の活性化

事業名	実施内容	実施目標
① 地域連絡員会議 (VI-i 組織の充実(1)組織の充実⑯の再掲)【事務局】		
② 地域班長会議 (VI-i 組織の充実(1)組織の充実⑰の再掲)【事務局】		
③ 地域班への支援 (VI-i 組織の充実(1)組織の充実⑱の再掲)【事務局】		
④ 班体制を含めた地域班のあり方の検討 (VI-i 組織の充実(1)組織の充実⑲の再掲)【事務局】		

(2) 社会奉仕の推進

事業名	実施内容	実施目標
① ボランティア活動の推進 【総務部会】	地域班長に対し、新規入会者のボランティア活動への参加希望情報の提供を行い、活動の推進を図ります。	参加促進を図ります。

事業名	実施内容	実施目標
② 市内清掃ボランティア活動の実施 【総務部会】	社会貢献活動として、会員による市内清掃ボランティア活動を行います。(6月・10月)	市内清掃ボランティア活動を通じて、シルバーの普及啓発を行います。10月は、広報活動強調月間の取組みとして活動します。
③ 市事業等へのボランティア協力 【総務部会】	羽村市等と情報交換し、放課後こども教室等のボランティアに協力します。	地域貢献と会員の生きがいの充実を図ります。
④ 市内小学校通学児童見守りボランティア活動の実施 【総務部会】	全地域班において、最低週2日程度の見守り活動を推進します。	ボランティア活動を推進し、地域に根ざしたシルバー事業の発展につなげていきます。
⑤ 保育園訪問ボランティア活動の実施 【女性部会】	女性部会委員が中心となり、保育園等でバルーンアートの披露を行うボランティア活動を実施します。	地域社会への貢献と女性会員の生きがいの充実を図ります。このボランティア活動を通じて、子育て世代へ家事援助・育児支援サービスのPRも行い、シルバー人材センターの認知度も高めていきます。
⑥ 「ほっとカフェ」の実施 【女性部会】	市民や会員の交流の場として、ふれあい祭りで「ほっとカフェ」を実施します。	市民に対してはシルバーの認知度を高め、会員には会員間の交流を促進し、会員満足度を高めます。

【用語解説】

単語	説明
デジタル化 (※15 頁)	業務工程における作業を自動化したり、オンラインで完結させたり、ペーパーレス化したり、といった取り組みの総称。 具体的な例として、対面で行っていた会議や打合せを WEB カメラ等を用いてオンラインで行う「Web会議」、会社に出勤して行っていた業務を自宅やご自身のライフスタイルに合わせた場所で行う「テレワーク」が挙げられます。 また、押印が当たり前とされていた契約締結業務においても、電子契約によりデジタル化が実現され、各種法規制により書面提示が求められていたものも電子化が認められるようになっていきます。
ICT (※15 頁)	ICT とは、「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術を意味する言葉。
ICT 化 (※15 頁)	ICT 化とは、情報通信技術を活用して業務におけるコミュニケーションの円滑化、ひいては業務効率化や生産性向上を図ること。 ICT 化が重要視されるようになった背景には、働き方改革や労働人口の減少があります。働き方改革によって、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の改善がより求められるようになったことに加え、労働人口減少による人手不足が顕著になったことで、多くの企業が業務効率化・生産性向上の課題を抱えています。
Smile to Smile (※15 頁)	会員とセンターとの Web を使った会員専用のコミュニケーションツールのこと。 パソコンやスマートフォンから、新入会員研修会時に配布した「ログイン ID」と「パスワード」を使い、会員専用Webサイト「Smile to Smile(スマイル トゥ スマイル)」へ接続することで、Web上で「就業情報」、「配分金明細」、「センターからのお知らせ」を確認できる。
インボイス制度 (※15 頁)	複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年 10 月1日から導入された「適格請求書等保存方式」のこと。 インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者(適格請求書等発行事業者)が交付するインボイスを介在した取引のみが仕入税額控除の対象となる。(免税事業者はインボイスを交付することができない。) センターの会員は、「個人事業主」となるが、年間課税売上高が1,000 万円以下の事業者は、消費税の納税義務が免除される免税事業者となるため、会員が自ら税務署長に申請して課税事業者にならない限り、インボイスを交付することができない。 このため、センターとしては、インボイス制度施行後は、会員(免税事業者)に支払う配分金に含まれる消費税額分について仕入税額控除を行うことができなくなり、新たな経費負担(納税額)が発生することとなる。
フリーランス法 (※16 頁)	令和5年5月12日に公布され、令和6年秋に施行予定となっている「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」のこと。 個人が事業者(特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当)として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務を委託する事業者(特定業務委託事業者。いわゆる発注者)に対して、給付の内容(いわゆる報酬)その他の事項の明示が義務付けられている。

令和 6 年度

公益社団法人 羽村市シルバー人材センター

安全対策・適正就業基本計画

1 基本方針

公益社団法人羽村市シルバー人材センターは、「安全は全てに優先する」との基本理念のもと、会員の就業中の事故、或いは、就業途上や帰宅途上に於ける交通事故等の防止と会員の健康維持促進を図るため、また、適正就業に関しては、法令遵守の徹底を図り、受注内容の点検や発注者及び会員への啓発に努めるため、安全・適正就業の推進を図る。

2 基本目標

- (1) 事故「ゼロ」を目指す
- (2) 安全就業の推進
- (3) 安全就業基準の遵守の徹底
- (4) 就業途上や帰宅途上の交通事故防止の徹底
- (5) 適正就業の徹底

3 事業実施計画

※事業名欄

- ・(新規)：第3次中期計画に掲げた事業で、当該年度に新たに取り組む事業
- ・(追加)：第3次中期計画に掲載はなく、当該年度に新たに追加した事業
- ・(再掲)：それ以前に掲載されている事業

(1) 安全管理体制

事業名	事業内容	実施目標
①安全・適正就業推進委員会の開催	安全管理の方針の検討や対策、適正就業について協議します。 会員への安全意識を高めるための啓発を行います。	事故ゼロを目指すとともに、適正就業の徹底を図ります。

事業名	事業内容	実施目標
②財団等の安全対策会議との連携	東京しごと財団の主催する会議、第6ブロック研修会等に参加します。 東京しごと財団からの安全対策に関する情報を配分金明細書等に同封して発送します。(年2回)	東京しごと財団との安全対策の連携を図ります。
③安全対策・適正就業基本計画の策定	安全・適正就業推進委員会において、毎年度、安全対策・適正就業基本計画を策定し、理事会承認のもと実施します。	安全・適正就業の推進を図ります。

(2) 事故防止措置

事業名	事業内容	実施目標
①「安全就業基準」「安全10ヶ条+1」「交通ルール遵守」の周知・徹底	新入会員研修会、事務局だより、シルバーだよりはむら等の活用により周知・徹底を図ります。 年10回実施する安全・適正就業巡回で周知・徹底を図ります。 令和5年4月1日施行の道路交通法改正（ヘルメット着用努力義務対象が13歳未満の子どものみから全世代に拡大）の周知を徹底します。	会員への「安全就業基準」「安全10ヶ条+1」「交通ルール遵守」の周知を徹底します。
②作業前ミーティングの実施	就業現場で、作業前にミーティングを実施し、危険箇所を確認するなど共有化を図ります。	就業会員同士で注意喚起し、事故防止の徹底を図ります。
③安全防護具の励行	安全防護具の装着を安全・適正就業巡回時に就業現場での確認、指導を行います。(年10回50件)	ヘルメット・ゴーグル・チャップス等、安全防護具等着用の徹底を図ります。
④作業用機械器具点検表と廃棄基準を用いた一斉点検の実施及び管理	作業用機械器具点検表と廃棄基準を用いて、一斉点検を行い、管理します。(7月・1月)	刈払機、チェーンソー、梯子・脚立、安全带、ヘルメットの作業用器具を適切に使用できるように、点検・整備及び管理します。

事業名	事業内容	実施目標
⑤就業途上等における交通事故防止の徹底	事務局だよりや会員向けシルバーだより(5月号、10月号)等を活用し周知・徹底を図ります。	事故情報を提供して会員の就業途上の交通事故防止の啓発を行います。
⑥事故の検証及び全会員へのフィードバック	発生した事故の報告をもとに、原因の分析、再発防止策を考え、会員間で共有します。	事故の4M分析を行い、事故情報及び安全就業基準との関連・原因を会員で共有化することにより、再発の防止を図ります。
⑦委員会による自転車安全点検の促進	会員自ら自転車の安全点検が出来るよう情報提供(ぶたはしゃべる等)を行います。	自転車事故防止の徹底を図ります。
⑧SOSカードの配布・携帯の徹底	新入会員にSOSカード(緊急連絡先・自己点検チェック・安全心得10ヶ条+1)を配布します。携帯については、就業報告書持参時や事務局だより、安全・適正就業巡回時に周知し、徹底を図ります。	就業中や就業途上での事故や病気の際の迅速な対応につなげる。また、作業前の点検事項や就業前に自身の体調を把握し、事故の未然防止及び健康意識の増進を図ります。
⑨作業別安全就業基準の徹底	新入会員研修会において、周知・徹底を図るとともに、年10回実施する安全・適正就業巡回で確認を行います。	就業会員に周知し、安全就業の徹底を図ります。
⑩運転業務に関する安全就業基準の徹底	自動車使用要綱に基づき、関係法令を遵守するとともに安全運転の励行を周知徹底します。	運転業務に従事する会員が安全に就業できるよう、運転業務に関する安全就業基準について、財団や他のセンターから情報収集を行います。
⑪受注及び契約時における就業現場の安全確認	就業会員や担当職員が新規及び契約内容を変更した就業現場を確認し、就業中の事故の未然防止に役立てます。就業会員交代時に危険個所の確認ができるよう作業手順書に記載し、引継ぎの徹底を図ります。	就業現場に潜む危険個所を事前に確認することで、事故を防ぎ、危険を伴う可能性が高い作業については受注しないようにします。

事業名	事業内容	実施目標
⑫作業の受注量制限や休業日・予備日の設定の検討	過剰な受注による就業日数の増加が一因で、会員の健康に支障を来すことを避けるため、作業の受注量制限や休業日を適宜設定していきます。	過剰な受注による就業で、会員の体調管理が困難になることを防ぎます。

(3) 安全教育

事業名	事業内容	実施目標
①刈払機の取扱い講習会等へ参加促進	会員が安全に機械を使用できるように外部機関が実施する講習会等への参加を促進します。(7月)	専門的な知識を身につけ、事故予防につなげます。
②チェーンソー・バリカン等の正しい使い方講習会等へ参加促進	会員が安全に機械を使用できるように外部機関が実施する講習会等への参加を促進します。(6月)	チェーンソー・バリカンの正しい使い方を学び、技術向上、事故防止を図ります。
③就業支援講習(植木)への参加促進	植木剪定就業会員及び新規就業希望会員(植木剪定講習未受講者)に、連合等が実施するシルバー人材センター就業支援講習(植木)等への講習参加を促進します。(7月・10月)	会員の技術向上及び安全就業を学び事故防止を図ります。

(4) 安全意識の普及啓発

事業名	事業内容	実施目標
①安全標語の募集	7月の安全強化月間に向けて安全標語を募集します。	安全意識の啓発を図り、潜在的な事故の防止に努めます。
②ヒヤリハット体験の募集	会員のヒヤリハット体験を募集・発表します。(常時受付、通知は5月)	危険個所の情報を共有して事故を未然に防ぎます。
③安全就業強化月間(7月)における実施内容の検討	7月の安全就業強化月間に向けて実施内容の検討を行います。(6月)	事故ゼロを目指すとともに、強化月間中における会員の安全意識の高揚を図ります。

事業名	事業内容	実施目標
④安全就業強化週間の設定	毎月1日～7日を安全就業強化週間とし立看板を掲出します。	会員同士の安全意識の高揚を図ります。
⑤「安全宣言」の実施	安全強化月間に合わせ、安全の啓発を行うとともに、朝礼時に「安全宣言」を行います。	会員同士の安全意識の高揚を図ります。
⑥各種講習会の開催等	専門機関等に講師を依頼し、熱中症予防講習会(6月)や自転車の交通安全講習会、危険予知訓練、転倒予防講習会、を開催します。 市主催の交通安全講習会(3月・9月)に合わせ参加を奨励します。	安全意識の高揚を図り、就業中・就業途上の事故を未然に防止します。
⑦安全・適正就業巡回	安全・適正就業巡回を実施します。 (年間10回50件)	安全・適正就業推進員等が就業場所を巡回し、安全就業の状況確認や仕様書の確認など適正就業の状況を点検し、安全・適正就業の徹底や改善につなげます。
⑧安全就業に関する情報の提供	事務局だよりやシルバーだよりはむら等の活用により周知・徹底を図ります(年5回)。また、安全・適正就業推進委員会だよりは必要に応じて発行します。	会員に安全・適正就業の情報を提供し、意識の徹底を図ります。
⑨自転車損害賠償保険への加入状況の確認及び制度の周知徹底	派遣就業会員に対しては、自転車損害賠償保険への加入状況を確認します。 その他の会員については、制度の周知徹底を図ります。 新入会員に対し新入会員研修会時に自転車保険加入義務の説明・周知をします。	自転車損害賠償保険等の加入義務化に伴い、制度の周知徹底を図ります。

(5) 会員の健康管理

事業名	事業内容	実施目標
①市が実施する体力測定 の参加奨励	市が実施する体力測定の日程を事務局 だよりで情報提供します。必要な方 は、測定結果をセンターで保存しま す。	身体機能の低下を自覚 し、未然に事故を防止 します。
②市が実施する健康診 断の参加奨励	事務局だより等で市が実施する健康診 断の受診の呼びかけをします。 ふれあい祭りでのちょこっと相談を実 施します。	自主的な健康診断の受 診を奨励して、健康意 識の増進を図ります。
③健康づくり講座参加 への奨励	安全・適正就業推進委員会だより、シ ルバーだより、HP、各種チラシによ り、市などで実施する健康管理講座な どへの参加を奨励します。	受講することで会員の 健康増進、体力低下を 防止します。
④ラジオ体操の実施	植木班、除草班、公園トイレ班等就業 前にラジオ体操を実施します。	転倒予防や健康増進、 体力低下を防止しま す。

(6) 適正就業の推進

事業名	事業内容	実施目標
①会員、発注者に対 し、適正就業ガイド ラインの周知 【事務局と連携】	「適正就業ガイドライン」を企業等 に対して配布やHPで周知し、適正な利 用を呼び掛けていきます。また、セン ターへ入会を希望する会員に対しま す、入会説明会で配布し適正就業の理 解を求めます。	会員・発注者へ適正就 業の理解を求め、適正 就業を推進します。
②安全・適正就業巡回 (4)安全意識の普及啓 発⑦の再掲)		
③適正就業ガイドライ ンに沿った事業運営 【事務局】	新入会員へは入会説明会の際に、発注 者へは就業内容の打ち合わせの際に、 適正就業ガイドラインに沿って事業を 行っていることを説明します。	適正就業ガイドライン に沿った事業運営を行 い、適正就業を推進し ます。

(7) 安全強化月間（7月）の取組

事業名	事業内容	実施目標
①安全・適正就業推進 委員会の開催 (1)安全管理体制①の 再掲)		
②作業用機械器具点検 表と廃棄基準を用い た一斉点検の実施及 び管理 (2)事故防止措置④の 再掲)		
③安全標語の募集 (4)安全意識の普及啓 発①の再掲)		
④安全就業強化月間 （7月）における実 施内容の検討 (4)安全意識の普及啓 発③の再掲)		
⑤「安全宣言」の実施 (4)安全意識の普及啓 発⑤の再掲)		
⑥安全就業に関する情 報の提供 (4)安全意識の普及啓 発⑧の再掲)		

